

明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業 募集要項

第1章 事業の背景と目的

1400年前に都が置かれ、「日本国」が誕生した地である明日香村は、世界遺産登録を契機に、国内外から多くの来訪者が増えつつある状況です。特に観光シーズンにおいては、駐車場の混雑とそれに伴う周辺道路の慢性的な渋滞が生じる恐れがあり、オーバーツーリズムへの懸念課題となっています。

これらの課題を解決し、持続可能な地域運営を実現するため、本村は、民間事業者の持つ先進的な技術力、豊富な資金、そして柔軟な経営ノウハウを最大限に活用する公民連携（PPP）方式により本事業を実施します。本事業を通じて、以下の4つの目的達成を目指します。

(1) 持続可能な財政基盤の構築

受益者負担の原則に基づき公営駐車場を有料化し、新たな税外収入を確保することで、今後の村民サービス維持・向上や観光振興施策の財源として活用します。

(2) 来訪者の利便性向上と満足度向上

最新のIT技術（キャッシュレス決済、駐車場予約システム等）を導入し、来訪者がストレスなく駐車場を利用できる環境を整備します。また、本事業は観光地への自家用車の流入抑制を基本方針としますが、閑散期等においては、料金減免等の仕組みを活用して駐車場間の回遊性を高め、来訪者の利便性及び満足度の向上を図ります。

(3) 村内交通の円滑化と渋滞緩和

駐車料金の動的コントロール（ダイナミックプライシング）等の交通需要マネジメント（TDM）手法を導入し、特定の日時への交通集中を緩和することで、村内の交通流を円滑化します。

(4) データ駆動型の観光政策立案

駐車場利用に関するデータを収集・分析し、その結果を村と共有することで、客観的データに基づいた効果的な観光政策及び交通政策の立案に繋がります。

本村は、本事業を共に推進する事業者を、単なる管理運営の受託者ではなく、明日香村の歴史・文化・景観を未来へ継承し、その価値をさらに高めていくための重要な「パートナー」と位置付けています。

歴史と未来が交差する明日香村において、利用者や地域住民、関係事業者との対話と協働を重ねながら、持続可能な駐車場運営と地域価値の向上を実現するため、今回、本村と一体となって事業を推進する民間事業者を公募するものです。

第2章 募集要件

1. 事業の名称

明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業（以下「本事業」という。）

2. 対象駐車場

本事業においては、当面の対象駐車場として以下の施設を想定していますが、今後の観光交通施策や駐車場マネジメントの検討状況に応じて、パートナーシップ事業者との協議の上、あすか夢販売所駐車場、石舞

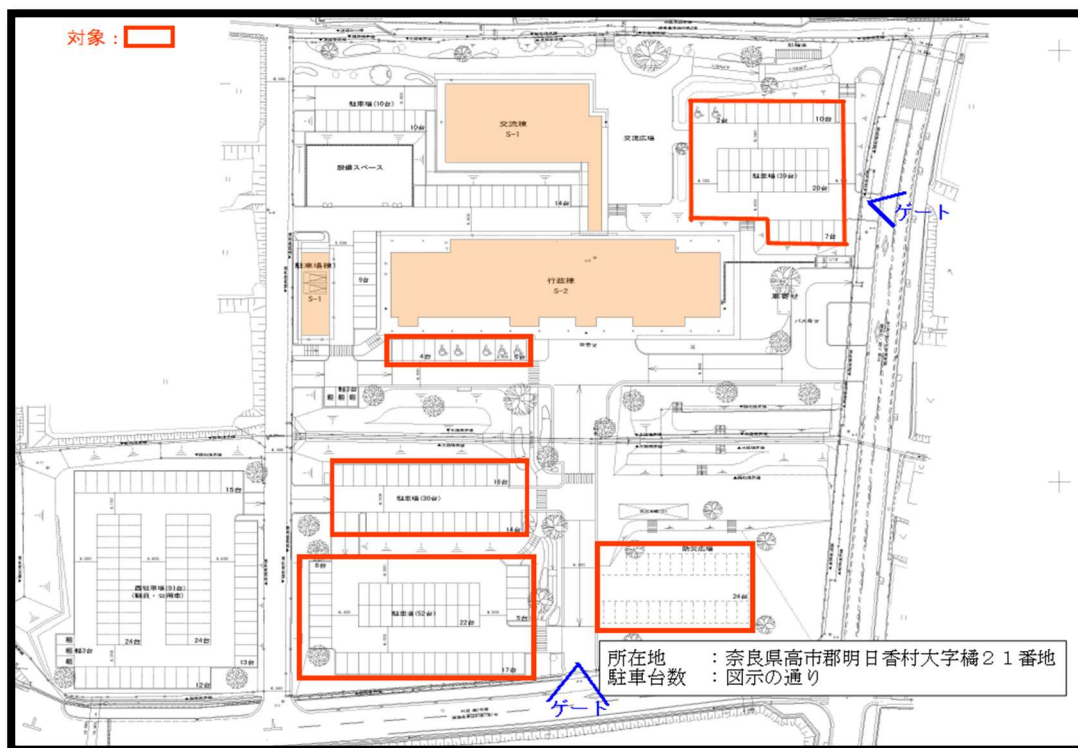
台駐車場、その他村有駐車場等についても対象施設として追加又は拡大することがあります。なお、本村としては、村内における駐車場ネットワークの効果を最大化するため、個別駐車場の運営提案に加え、複数駐車場の連携による一体的なマネジメントや利用者利便性の向上につながる計画・構想等についても、積極的な提案を期待しています。

(1) 明日香村役場駐車場

所在地：高市郡明日香村大字橘 21 番地

駐車台数：154 台(北側 39 台、南側 115 台)

運用想定：土日祝日および観光シーズンを中心とした有料運用。村民利用者への無料措置等を検討。



(2) あすか夢の楽市駐車場(一部民間契約箇所あり)

所 在 地：高市郡明日香村飛鳥 225-2 (飛鳥水落遺跡隣)

駐車台数：約 70 台

運用想定：通年有料運用。「あすか夢の楽市」利用者への割引サービス及び出品者の無料措置等を想定。

毎週金曜日 9:00 から 12:00 まで「明日香バイオマルシェ」を開催しているため、出品者及び利用者に対する対策が必要。



3. 事業期間

協定締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで(予定)

※協定期間には、開設準備期間（機器設置工事・システム構築等）及び運用期間を通算して含みます。

4. パートナースhip事業者を求める業務

本事業の運営主体は本村であり、パートナー事業者は、本村とのパートナーシップ契約に基づき、以下に掲げる業務を含む駐車場機器管理全般を、自らの創意工夫及び責任のもと実施するものとします。

(1) 駐車場の有料化と駐車場設備の整備及び管理

本村は、対象駐車場における利用者の利便性向上を図るため、駐車場機器による現地決済や駐車場予約システムによる事前決済等の導入を想定しています。なお、駐車料金その他の利用料金は本村に帰属し、事業者への対価は第 2 章第 5 項 (3) に定めるスキームに基づき本村が支払うものとします。

【基本的な役割分担】

区分	明日香村（又は指定する管理者）	パートナー事業者
運営主体・帰属	運営主体。駐車料金収入は村に帰属	システム・機器提供及び運用支援
施設・現地管理	土地所有・借地、舗装補修、現地トラブル時の現場対応	システム・機器保守点検、故障対応
機器・DX 投資	基礎一次工事（電源・通信幹線引込み等）	車番カメラ、精算機、予約・サイン導入
対価の支払い	事業者へシステム対価（委託費等）を支払い	対価スキーム（固定・売上連動等）を提案

○必須要件

- ・本事業はサブリース型（地代徴収方式）ではなく、「村が運営主体となり、パートナーシップ事業者はシステム・機器の構築及び維持管理を担う方式」を基本とします。
- ・景観や環境に配慮した駐車場とするため、導入する駐車場機器については、車番認識システム（カメラ式）を活用したゲートレス・フラップレス方式を基本とした駐車場の設計・導入及びネットワーク連携、予約システム等の提案をしてください。
- ・キャッシュレス決済システムの構築及び提案をしてください。対応する決済手段及びブランドは、例として下記を想定しているが、これらに限定しません。
 クレジットカード決済（Visa、Mastercard、JCB など）
 QR コード決済（PayPay、au PAY、楽天ペイなど）
 交通系 IC カード（Suica、PASMO、ICOCA など）
 電子マネー決済（nanaco、WAON など）
 非接触型決済（Apple Pay、Google Pay など）
 なお、導入可能な決済手段及び対応ブランドを具体的に示してください。
- ・利用者からの問い合わせに対し、多言語対応（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）等を想定）を可能とする体制について提案してください。提案に当たっては、対応方法（オペレーター、電話通訳サービス、AI 翻訳サービス等）、導入時期及び構築スケジュール並びに運用体制（対応時間、対応拠点、自社又は委託等）について具体的に記載してください。なお、提案時点で多言語対応体制が未整備の場合は、事業期間中の構築計画及び実現方法についても記載してください。
- ・利用者の個人情報保護体制の確保について提案してください。提案に当たっては、プライバシーマーク（Pマーク）又は ISMS 等の第三者認証の取得状況、若しくはこれらに準じた個人情報保護基準に基づく情報管理体制及び運用体制について具体的に記載してください。
- ・WEB でのリアルタイム満空情報提供機能の整備と、村公式ウェブサイトや主要ナビアプリ等への情報提供および連携を提案してください。満空情報の更新間隔は、1 分から 3 分以内を原則とするが、通信環境等により、4 分以上となる場合を認めます。
- ・現地に設置する案内看板、満空表示装置、料金案内、夜間照明その他のサイン設備（以下「現地サイン等」

という。)は、明日香村の歴史的風土及び夜間景観と調和しつつ、ドライバー及び歩行者に対する高い視認性及び円滑な誘導性を確保したものとします。現地サイン等の表示手法、技術及び素材は特定しません。景観に配慮したデザインを前提として、アナログ看板、デジタルサイネージ、屋外用電子ペーパー、WEB・カーナビ連携等の提案を可能とします。なお、デジタルサイネージその他の自発光型設備を提案する場合は、環境省「光害対策ガイドライン（令和3年3月改訂版）」を参考とし、輝度、点灯時間、設置位置等について、周辺環境、景観及び夜間環境への影響に十分配慮した仕様・運用としてください。提案に当たっては、採用する手法を問わず、景観保全と誘導機能を高い水準で両立していることを評価します。

- ・防犯カメラ、夜間照明等の安全対策設備の設置・維持管理について提案してください。

防犯カメラについては、夜間照明に付随するカメラを活用することで十分な場合があります。新たな設置が必要かどうかについては、地域や施設の状況を考慮しながらご提案ください。

- ・設備の保守点検、清掃、故障・事故・トラブル・苦情等への対応体制について、本村との役割区分を明確化し、効率的かつ円滑な運営を実現するため以下を想定しています。

	明日香村	事業者	備考
駐車場一般管理（清掃、補修、事故対応）	○		
設備・機器の保守点検		○	
設備・機器の外観的な清掃	○		
設備・機器の故障対応		○	村から事業者へ通報
設備・機器の事故等による破損対応		○	村から事業者へ通報
トラブル・苦情対応		○	コールセンターが受付、必要に応じて村へ状況報告。現場対応は村。

○基本要件：

- ・明日香村の歴史的風土および景観形成方針、各種法令に準拠し、看板、精算機、カメラ支柱等が周辺景観と調和するデザイン（色彩、素材、形状等）を提案してください。なお、最終的な仕様は村と協議の上決定するものとします。

(2)利用者利便性向上及び交通需要マネジメント(TDM)に関する提案

- ・駐車場予約システム：一般車両および観光バスを対象とした、オンライン事前予約システムの導入を提案してください。
- ・料金体系の最適化の支援：利用目的や時間に即した柔軟な料金体系（例：最大料金、施設利用者割引、最初の一定時間無料等）の提案をしてください。なお、村民は無料を想定しているため、無料措置の手法についても提案をしてください。
- ・ダイナミックプライシングの導入に向けて、季節、曜日、時間帯、周辺イベントの有無等に応じて駐車料金を変動させ、需要を平準化するための支援の提案をしてください。
- ・本事業は、観光地への自家用車の流入抑制を基本方針とします。ただし、閑散期等においては、駐車場の利用促進及び駐車場間の回遊性向上を図るため、駐車場利用者が村内の同一システムを導入した他の駐車場を利用する場合の料金減免等を含めた具体的な方策について提案してください。

(3) 公共的価値の創出

- ・BCP(事業継続計画)：停電・通信障害等のインフラ障害時や、地震・風水害等の自然災害時における対応計画(例：非常用電源の確保、手動での入出庫管理方法、避難スペースとしての協力体制等)を具体的に提案してください。

また、持続可能な地域づくり及び脱炭素化の推進に資する取組として、電気自動車(EV)充電設備の設置や運用手法について、民間事業者のノウハウを活かした提案を期待しています。電気自動車(EV)充電設備の設置についてはリース契約等による提案でも構いません。

- ・データ共有と政策提言：駐車場利用状況に関する各種データ(個人情報を含まない統計データ)を定期的に村と共有し、オープンデータ化の可能性も協議します。また、データに基づき、村が実施する観光施策や交通施策に対する専門的な助言を行うことを期待しています。

5. 事業スキーム

(1) 事業方式

- ・パートナーシップ事業者が初期投資を行い、駐車場設備の設置及び維持管理を担うとともに、本村と連携しながら駐車場運営を支援する方式を基本とします。

(2) 費用負担区分

- ・パートナーシップ契約にかかる契約金はありません。
- ・駐車場運営に必要な設備(システム、機器類等)の初期投資及びシステム提供にかかるランニングコスト(維持管理費、通信費等)は、原則としてパートナー事業者の負担とします。キャッシュレス決済のみを想定していますので集金の必要はありません。
- ・システム及び機器の利用料、駐車場運営に必要な設備を設置するために最低限必要な整備(電気配線、通信ケーブル敷設等)、駐車場の抜本的な区画変更、大規模な舗装改修、電柱移設、埋蔵文化財調査に伴う費用など、土地そのものに関わる大規模な工事費用は、村が負担することを基本とします。なお、パートナーシップ事業者からの本村との役割区分の提案を踏まえ、最終的な費用負担区分は協議の上決定します。

(3) 対価支払いスキーム及び財務提案

村から事業者へ支払うシステム対価(利用料・委託費)の構造について、応募者は以下のいずれか、又はその組み合わせにより提案してください。提案に当たっては、村の財政負担抑制、費用の透明性、需要変動への対応力及び長期継続性を踏まえてください。

- ①定額システム利用料方式(月額・年額固定型)
- ②売上連動方式(レベニューシェア型)
- ③ハイブリッド方式(基本固定料+利用実績・決済手数料等に応じた変動料)

【共通想定利用モデルに基づく客観的財務評価(ベースライン評価：1年間平均試算)】

事業者ごとの需要予測のばらつきによる評価の不公平感を排除し、対価水準やコスト構造を公平・客観的に評価するため、各応募者は本村が指定する「共通想定利用モデル(年間想定駐車台数：22,000台/年、想定基準単価：500円/台、基準年間想定売上：1,100万円/年)」を前提とした場合の「自社システム対価総額(1年間平均額)」及び「村の年間実質純収益(1,100万円/年－年間システム対価)」の試算を必須とします。なお、事業者が負担する初期設備投資額については、審査上の比較のため、10年換算で平準化(10年分割して年間の固定システム利用料等を含める形)した年平均額を算出してください。選定委員会ではこの共通条件下での効率性を客観比較します。

※上記の年間想定駐車台数、想定基準単価及び基準年間想定売上は、対象駐車場の規模、運用想定、有料運用日数、平均稼働率及び回転率等を踏まえ、応募者間の比較評価のために設定した共通の仮定条件です。実際の利用実績、料金水準又は収益を保証するものではありません。

【評価の視点及び独自増収提案の扱い】

応募者は、システム対価の内訳、算定根拠、固定費・変動費の考え方、需要変動時の費用影響、村と事業者のリスク分担及び長期運用時の継続性を明示してください。評価に当たっては、対価水準の妥当性、費用構造の明確性、財政負担の予見可能性、需要変動に対する耐性及び総合的な費用対効果を評価します。

なお、上記の共通モデルによる試算に加え、応募者独自の需要予測やダイナミックプライシング等による上乗せ増収・需要創出の提案の提出も認めます。ただし、この独自提案については売上予測の金額の多寡のみで採点するのではなく、「施策の実効性及び予測根拠の論理性・実現可能性」として別途加点評価します。

6. 応募者の資格条件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 単独の法人又は団体とし、共同企業体（JV）その他複数の法人等による共同応募は認めない。
- (2) 日本国内において、時間貸し有料駐車場のカメラ式管理運営実績を有する法人であること（民間、官公庁施設問わない）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等に関わりがないこと。
- (6) 近畿地方（奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県及び和歌山県）内に営業所その他の事業拠点を有していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 個人情報保護体制の確保の観点から、「プライバシーマーク（P マーク）」または「ISMS 認証（ISO/IEC 27001）」のいずれかを取得している、又はこれに準じた個人情報保護基準に基づくシステム及び運用体制を構築していること。
- (9) コールセンター機能については、事業継続計画（BCP）確保の観点から、24 時間 365 日対応できるコールセンター体制（災害時のバックアップ体制含む）を有していること。なお、当該業務は専門事業者への外部委託を可とする。この場合、委託先についても前号（8）の要件を満たしていること。
- (10) 過去 5 年以内に、同種・類似事業の受託実績を有すること。

※「同種業務」：国、地方自治体等との間における公営駐車場等の運用・整備に係る「官民連携（PPP/PFI）方式、指定管理者制度、又はパートナーシップ協定等」に基づく構築・管理運営業務

※「類似業務」：国、地方自治体、又は民間企業における「時間貸有料駐車場の管理運営業務（カメラ式管理、Web 予約、キャッシュレス決済等の導入・運用を含む）」

第3章 応募の手続き等

1. 本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。

2. 募集要項等の交付期間等

(1) 交付期間

令和8年9月7日(月)から令和8年9月17日(木)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場 総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 交付資料

①公募型プロポーザル募集要項

②参加申込書(様式1)

③資格調書(様式2)

④質問票(様式3)

⑤提案書(様式4～様式5)

⑥審査項目及び審査基準

※上記の交付資料は、明日香村のホームページ(<https://www.asukamura.jp>)からもダウンロードできます。

3. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和8年9月7日(月)から令和8年9月17日(木)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②資格調書(様式2)

※会社概要、同種・類似事業の受託実績(過去5年以内)を詳細に記入してください。また受託実績を証明する契約書の写し、仕様書等を添付してください。

③営業拠点を有していることを証する書類(履歴事項全部証明書(登記事項証明書)又は営業所等の所在地が確認できる書類)

④国税及び地方税に滞納がないことを証する書類(国税にあっては納税証明書(その3の3)、地方税にあっては本店所在地の都道府県税及び市町村税に係る滞納がないことを証する書類。いずれも発行後3か月以内のもの。)

⑤プライバシーマーク、ISMS(ISO/IEC 27001)等の第三者認証の登録証等の写し又は同等の個人情報保

護体制を有していることを証する書類

- ⑥24 時間 365 日対応可能なコールセンター体制を有していることを証する書類（会社案内、組織図、業務体制図その他当該体制を確認できる書類）を提出すること。なお、コールセンター業務を専門事業者へ外部委託する場合は、当該委託先の体制が確認できる書類及び委託関係を証する書類（業務委託契約書、基本契約書その他これらに類する書類）を提出すること。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和 8 年 9 月 17 日(木)午後 5 時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行います。

4. 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 18 日(金)から令和 8 年 9 月 25 日(金) まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 質問方法

質問票(様式 3)に質問内容を記入し、下記の FAX 番号宛に送信してください。送信後到着確認をおこなってください。なお、電話、口頭での質問は受けません。

FAX 番号 0744 - 54 - 2440 明日香村役場 総合政策課 宛

(3) 回答

上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和 8 年 9 月 28 日(月)までに FAX で回答します。

5. 提案書の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 9 月 29 日(火)から令和 8 年 10 月 6 日(火)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 提出書類

- ①提案書表紙(様式 4)
- ②提案書(様式 5)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による場合は書留郵便によることとし、令和 8 年 10 月 6 日(火)午後 5 時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部を提出すること。

(6) その他

①用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。

②提案書表紙には、代表者の押印が必要です。（副本は、押印後の写しで可）

ただし、代表者からの提案書の提出及び本件に係る一切の権限について委任を受けた者が提出する場合は、当該委任を受けた者の役職印等の押印をもって代表者印にかえることができるものとします。この場合、委任状（任意様式）を併せて提出してください。

③提案書（様式5）を1ページとし、各ページに通し番号を付けること。

④辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

6. ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めるためヒアリングを実施します。

(1) 日時及び場所

令和8年10月中旬から10月下旬（詳細は別途通知します。）

(2) 留意事項

①時間は1提案者あたり30分（提案者からの説明15分、質疑応答15分）程度を予定しています。

②ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。

③ヒアリングの参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者の参加を必須とします。

④欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外します。

7. 審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を協定締結候補者に特定します。

なお、最高得点を得た者が2者以上ある場合はくじにより協定締結候補者を特定します。審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

8. 協定の締結

選定された協定締結候補者とは、事業の円滑な運営及び明確な役割分担を確保するため、本村との間で基本協定を締結します。必要に応じて、機器利用、保守、運用支援等に係る個別契約を別途締結するものとします。

9. 協定の不締結

協定締結候補者（以下「候補者」という。）の特定後、候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、協定を締結しません。

(1) 候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若

しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本協定締結後に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) 本協定締結後に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、本村が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

10. 協定の解除

協定締結後、9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、協定を解除することがあります。

11. その他

(1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 提案書等及び協定手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。

(5) 提案書等に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(6) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。

(7) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを協定締結候補者として特定することがある。

(8) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に準じるものとする。

12. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集要項等の交付	令和8年9月7日(月)～令和8年9月17日(木)
参加申込書の提出	令和8年9月7日(月)～令和8年9月17日(木)
質問票の提出	令和8年9月18日(金)～令和8年9月25日(金)
提案書の提出	令和8年9月29日(火)～令和8年10月6日(火)
ヒアリング	10月中旬～10月下旬
審査結果の通知	10月下旬～11月上旬
協定の締結	11月上旬～11月中旬
事業開始日	協定締結日～

第4章 パートナシップ事業者の選定方法

1. 選定方法

明日香村が設置する「明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業」事

業審査委員会において、提出された提案書およびプレゼンテーション・ヒアリングの内容を、下記の審査基準に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定します。

2. 審査基準

審査項目	配点ウェイト	主な審査の視点（着眼点）
基本事項・事業理解	10 点	明日香村の現状・観光課題（オーバーツーリズム・渋滞等）及び本事業の 4 つの目的を正確に理解しているか。
事業スキーム及び財務提案	30 点	【最重要】① 共通モデルでの財務貢献度（20 点客観評価）：村指定の共通モデル（年間 22,000 台・売上 1,100 万円/年）を前提とした場合、年間システム対価（イニシャルコスト平準化分含む）が適正に抑えられ、『村の年間実質純収益』が客観的に最大化されているか（比率計算式による自動採点）。 ② 独自増収施策の実現性（10 点加点評価）：村から事業者へ支払うシステム対価の対価水準の妥当性、費用構造及びコスト算出根拠の明確性、財政負担の予見可能性、需要変動時の費用影響及び耐性、村と事業者のリスク分担の適切性、長期運用時の継続性並びに総合的な費用対効果を評価する。なお、応募者独自の需要予測に基づく上乗せ増収見込みについては、予測根拠の論理性・実現可能性を評価し加点対象とする。
システム先進性・利便性・誘導性	20 点	車番認識カメラ（ゲートレス）やキャッシュレス決済の機能性・精度。事前予約（一般車/バス/15 分乗降枠）、ダイナミックプライシング、多言語対応、及び現地サイン等の『高い視認性・優れた誘導性』の実効性。
景観配慮及び光害対策	20 点	環境省「光害対策ガイドライン」E1 基準の完全遵守（夜間輝度制御、深夜完全消灯、外部照明の上方光束比 0.0%、3,000K 以下暖色系）。アナログ／デジタルを問わず、歴史的風土に完全に溶け込むデザイン品質。
業務実施体制及び BCP	6 点	・24 時間 365 日緊急対応体制（電話・駆けつけ・現地対応連携）の実効性及び信頼性が高いか。 ・停電・通信障害・自然災害時等の BCP 計画（手動開放、非常用電源、避難スペース協力等）及び EV 充電設備等の脱炭素提案の実現性を総合評価する。
業務実績（同種・類似実績）	4 点	受託実績に応じた客観・絶対評価を行う。
地域貢献・CSR・データ活用	10 点	村内店舗等との連携・回遊性向上策、利用データの定期

		共有・オープンデータ化。CSR・SDGs 評価（女性活躍推進「えるぼし・くるみん」等の認定取得、バリアフリー配慮等）。
--	--	---

第5章 基本協定等に関する事項

優先交渉権者と本村は、事業実施に関する基本協定を締結します。協定には、双方の役割、費用負担、委託費の支払い、協定内容の見直しに関する協議条項、秘密保持、協定解除条項等が含まれます。協定締結後も、村とパートナー事業者で定期的な運営協議会を設置し、サービス品質の維持や必要に応じた柔軟な条件見直しを行う長期的なパートナーシップを構築します。

第6章 その他留意事項

1. 応募に関する費用

本事業の公募に参加するために要する一切の費用（書類作成費、交通費、プレゼンテーション費用等を含む。）は、応募者の負担とします。

2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等の書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え、再提出及び追加は、本村が特に認める場合を除き、原則として認めません。

3. 企画提案の著作権

企画提案書等に記載された内容の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本村は本事業の実施に必要な範囲において、優先交渉権者決定の公表、事業報告等の目的で、その内容を応募者の承諾を得ることなく無償で使用できるものとします。

4. 情報の公開

- (1) 審査結果については、優先交渉権者及び次順位交渉権者の名称、評価点等を明日香村公式ウェブサイト等で公表します。
- (2) 本プロポーザルに関して提出された書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開請求の対象となることがあります。ただし、応募者の有する特許権、ノウハウ等の知的財産権や、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる部分については、応募者と協議の上、非公開とすることがあります。非公開を希望する箇所がある場合は、その旨を企画提案書に明記してください。

5. 機密保持

応募者は、本プロポーザルへの参加を通じて知り得た本村の機密情報及び本村から提供された資料等を、本村の承諾なく本プロポーザル以外の目的で使用し、または第三者に開示・漏洩してはなりません。

6. 提案の無効及び失格

次のいずれかに該当すると認められる場合は、その者の提案を無効とし、失格とすることがあります。

- (1) 応募資格を満たさなくなった場合、または応募資格がないことが判明した場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合。
- (4) 本募集要項に定める手続き及び要件を遵守しなかった場合。
- (5) 本プロポーザルの審査の公平性を害する行為（審査委員及び本村職員に対する直接・間接を問わない接触、説明、不当な働きかけ等）があったと認められる場合。

7. 優先交渉権の取消し

優先交渉権者決定後であっても、次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権を取り消すことがあります。
この場合、本村は次順位の交渉権者と協議を開始することができます。

- (1) 優先交渉権者が、正当な理由なく契約締結に向けた協議に応じない場合、または誠実に協議を行わない場合。
- (2) 優先交渉権者との協議において、提案内容の重要な部分について合意に至らない場合、または提案内容の実現が著しく困難であることが判明した場合。
- (3) 上記「6. 提案の無効及び失格」に定める事項が、優先交渉権者決定後に判明した場合。

8. 使用言語、通貨及び単位

- (1) 手続き及び書類作成に使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提案にかかる金額表示の通貨は、日本円とします。
- (3) 度量衡の単位は、日本の計量法に定めるものとします。

9. その他

- (1) 本募集要項の解釈に疑義が生じた場合は、本村の解釈によるものとします。
- (2) 天災地変その他やむを得ない理由により、本プロポーザルの手続きを延期または中止することがあります。
この場合において応募者が被った損害について、本村は一切の責任を負いません。
- (3) 協定締結後、パートナー事業者の責に帰すべき事由により本村に損害を与えた場合は、パートナー事業者はその損害を賠償するものとします。

第7章 問い合わせ先

明日香村役場 総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

TEL 0744-54-9018 FAX 0744-54-2440